

東北工業大学共同研究契約等に係る秘密保持規程

(目的)

第1条 この規程は、東北工業大学（以下「本学」という。）が民間等外部の機関（大学等を含む。以下「外部機関」という。）との共同研究契約又は受託研究契約（以下「共同研究契約等」という。）に基づく研究、研究計画立案等（以下「研究」という。）の業務を遂行するに当たり、秘密情報の保護を図るとともに、当該情報の漏えい、不正使用及び不正開示を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究担当者 共同研究契約等に基づき、当該研究に従事する本学の教職員をいう。
- (2) 研究協力者 研究担当者以外の者であって、共同研究契約等の相手方の同意を得た上で研究に参加・協力する本学の教職員、学部又は大学院の学生及び研究生並びに本学が受け入れた研究者をいう。
- (3) 知的財産管理担当職員 研究支援センターにおいて知的財産管理に携わる職員をいう。
- (4) 研究代表者 研究担当者のうち、共同研究契約等における本学の研究代表者又はその他の秘密保持義務を伴う研究における本学の実務上の研究責任者をいう。
- (5) 秘密情報 研究の遂行に当たり、相手方より提供又は開示の際に相手方より、秘密である旨の表示が明記されたもの又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に相手方に対して通知されたものをいう。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。
 - ア 開示若しくは提供を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - イ 開示若しくは提供を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
 - ウ 開示若しくは提供を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - エ 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - オ 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - カ 書面により事前に相手方の同意を得た情報
 - キ 法令、規則、命令等に基づき、官公庁、裁判所等の公的機関から開示請求を受けた情報

(適用範囲)

第3条 この規程は、研究の業務遂行上、秘密情報の開示若しくは提供が必要な研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当職員に適用する。

(秘密情報管理責任)

第4条 研究代表者は、秘密情報管理の最終責任者（以下「秘密情報管理責任者」という。）になるものとし、当該契約書に明記される秘密保持義務の有効期間中は、秘密漏洩防止に関し必要な措置を講ずるとともに、秘密管理の徹底に努めなければならない。

2 秘密情報管理責任者は、秘密情報管理に疑義が生じた場合は、速やかに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告があったときは、研究代表者が所属する部局の責任者及び研究支援センター長を問題の対応に当たらせる。

(秘密情報の管理)

第5条 秘密情報の保有者は、秘密情報の漏えい、不正使用又は不正開示が生じないように、秘密情報を保管庫等に施錠して保管するとともに、本学の情報管理に関する諸規則等を遵守しなければならない。

(秘密情報の学内への開示)

第6条 秘密情報の開示は、当該研究業務上必要な研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当職員の範囲内とする。

- 2 秘密情報管理責任者は、秘密情報を開示した研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当職員に対し秘密保持を徹底させるものとする。
- 3 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当職員は、当該研究について秘密保持義務を遵守しなければならない。
- 4 学長は、秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者（教職員に限る。）及び知的財産管理担当職員に対して、秘密保持契約の締結を求めることができる。
- 5 学長は、秘密情報の開示を受けた教職員以外の研究協力者に対して、秘密保持誓約書（別紙様式）の提出を求める。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 研究代表者は、秘密保持誓約書を提出しない者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密情報の学外への開示)

第8条 研究代表者は、秘密情報を学外へ開示しようとするときは、相手方の同意を得なければならない。この場合において、技術移転等の業務に不可欠な関係にある第三者については、締結する共同研究契約等において、予め同意を得るものとする。

- 2 前項の同意を得た場合は、当該開示先に対し、当該同意内容に基づく秘密保持義務を課すものとする。

(異動又は退職後等の秘密保持義務)

第9条 秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当職員は、異動若しくは退職後又は卒業後、在職・在学中に知り得た秘密情報を当該共同研究契約等で定める秘密保持義務の有効期間中は、第三者に開示し、又は漏洩させてはならない。

- 2 学長は、秘密情報の開示を受けた研究担当者、研究協力者及び知的財産管理担当職員の、異動若しくは退職又は卒業に当たっては、秘密保持契約の締結又は秘密保持誓約書の提出を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。